

○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一		一〇三 (略)		
整理番号	業種その他	窒素含有量 (単位:リットルにつきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
二	畜産農業	六〇	七〇	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものについては、第三欄の(1)回の値は、二〇〇とする。
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	二五	二五	
一〇二	窒素質・リン酸質肥料製造業	一五	一五	(一) アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一〇、三〇、四〇とする。 (二) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二一〇、二〇〇、二一〇とする。 (三) 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に
二	畜産農業	六〇	七〇	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものについては、第三欄の(1)回の値は、二〇〇とする。
五	肉製品製造業	二五	二五	
一〇二	窒素質・リン酸質肥料製造業	一五	一五	(一) アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一〇、三〇、四〇とする。 (二) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二一〇、二〇〇、二一〇とする。 (三) 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に

一〇八	(略)	無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	五〇	一〇	四〇	<p>(ハ) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五三〇〇、四〇、五三〇〇とする。</p> <p>(ニ) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、四〇、七五〇とする。</p> <p>(イ) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇、四〇、五〇〇〇とする。</p> <p>(ロ) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一一二〇、四〇、一一二〇とする。</p> <p>(五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇〇、四〇、二一〇〇とする。</p> <p>(六) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、二三〇とする。</p>	従い、七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇とする。
二〇								
五〇								
一〇								
四〇								

一〇八	(略)	無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	五〇	一〇	四〇	<p>(ハ) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇、四〇、六〇〇〇とする。</p> <p>(ニ) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、四〇、七五〇とする。</p> <p>(イ) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇、四〇、六〇〇〇とする。</p> <p>(ロ) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一一五〇、四〇、一一五〇とする。</p> <p>(五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二二〇〇、四〇、二二〇〇とする。</p> <p>(六) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、二三〇とする。</p>	従い、一一〇〇、一一〇〇、一一〇〇、一一〇〇とする。
二〇								
五〇								
一〇								
四〇								

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	五〇	一〇	一五	(七) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、六〇とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一一二	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	四五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二〇〇、四〇、五〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一三〇、一五、四〇とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	三五	一〇	一五	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、一二〇、二〇、四〇とする。 (二) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、一八〇

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	六〇	一〇	一五	(七) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、六〇とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一一二	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	六〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二四〇、四〇、五〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一四五、一五、四〇とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	三五	一〇	一五	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、一二〇、二〇、四〇とする。 (二) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、二七五

(略)								〇、三〇〇、五〇〇とする。
(略)	一一七 発酵工業	一五	四〇	一〇	二〇			
(略)	一一〇 プラスチック製造業	一〇	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二〇、六五、三五とする。		
(略)	一三六 火薬類製造業	一五	三五	一〇	二〇			
(略)	一四六 化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	五〇	一〇	二〇			
(略)	一八六 伸線業	一五	二五	一〇	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。		
(略)	二〇二 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	四〇	一〇	二五	(一) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(二) あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順		

(略)								〇、三〇〇、五〇〇とする。
(略)	一一七 発酵工業	一五	五五	一〇	二〇			
(略)	一一〇 プラスチック製造業	一〇	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二〇、七〇、三五とする。		
(略)	一三六 火薬類製造業	一五	六五	一〇	二〇			
(略)	一四六 化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	五五	一〇	二〇			
(略)	一八六 伸線業	一五	四〇	一〇	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。		
(略)	二〇二 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	四〇	一〇	二五	(一) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(二) あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順		

整理番号		業種その他		空素含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)		備考
(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
(略)						
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	三五	一〇	二〇	序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。 (二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、九〇、三五、五〇とする。
二〇四	電子回路製造業	一五	三〇	一〇	二〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)(2)の値は、四〇とする。
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一五	三〇	一〇	一五	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第三欄(2)(3)の値は、二〇とする。 (二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、四五、一五、二五とする。

別表第二

整理番号		業種その他		空素含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)		備考
(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
(略)						
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	三五	一〇	二〇	序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。 (二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一二〇、三五、五〇とする。
二〇四	プリント回路製造業	一五	三〇	一〇	二〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)(2)の値は、四五とする。
二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	一五	三〇	一〇	一五	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第三欄(2)(3)の値は、二〇とする。 (二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、四五、一五、二五とする。

別表第二

(略)	二〇四	電子回路製造業	(略)	五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	(略)
	二〇〇			三〇		
	三〇			六〇		
	一〇			一〇		
	二五			三五		
	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)(電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業)				
(略)						
(略)	二〇四	プリント回路製造業	(略)	五	肉製品製造業	(略)
	二〇〇			三〇		
	三〇			六〇		
	一〇			一〇		
	二五			三五		
	二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)				
(略)						
(略)	二〇四	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)(電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業)	(略)	五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	(略)
	二〇〇			三〇		
	三〇			六〇		
	一〇			一〇		
	二五			三五		
	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)(電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業)				
(略)						

(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、四〇、二〇、三五とする。)

(二) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。

(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、四〇、二〇、三五とする。)

(二) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。